

山菜栽培未収益期間支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

中山間地域の農地保全・集落維持のため、わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間（定植から3年間）の管理費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

・農業地域類型区分の「中山間農業地域」「山間農業地域」、又は地域振興立法8法[※]の指定地域であること

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、

離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、

小笠原諸島振興開発特別措置法

・水田に10a以上の団地で新たな定植を行うこと

・定植後、収穫までの間の営農計画（出荷先の計画も記載）を提出し、県の認定を受けること

・定植後5年間、営農状況報告書を県に提出すること

(2) 対象経費

・わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間の管理費（定植、施肥、刈払等）

(3) 補助率：定額（県1／2、市町村1／2）

(4) 補助上限額：1年当り13,900円／10aで算定した額の範囲内

(5) その他（補助を受けられる期間）：定植から3年間

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当

(3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8389

最上総合支庁：0233-29-1339

置賜総合支庁：0238-35-9055

庄内総合支庁：0235-66-5549